

改正概要説明書

国名： シンガポール

法令名： 商標法

改正情報： 2022年6月10日施行

改正概要：

1. INTELLECTUAL PROPERTY (DISPUTE RESOLUTION) ACT 2019 (No. 23 of 2019) 2019年9月11日公布に伴い下記が改正された。

- ・ 第 102 条：登録の有効性証明書の付与が裁判所だけでなく登録官も付与可能となった。(特許法第 72 条，意匠法第 43 条も同様に改正)
- ・ 第 105A 条：裁判における示談の上限が定められた。(特許法第 103 条，意匠法第 68 条も同様に改正)

2. INTELLECTUAL PROPERTY (AMENDMENT) ACT 2022 (No. 7 of 2022) 2022年2月28日公布に伴い下記が改正された。

- ・ 第 8 条：先の登録商標の存在に起因する拒絶に関して，先の登録商標の存続期間満了後 1 年間の期間が 6 月に短縮された。(商標規則 規則 53)
- ・ 第 12 条，第 13 条：登録要件を満たしている商品又はサービスに関連して出願が認容されることとなった。
- ・ 第 19 条：更新登録は登録満了日前 6 月以降及び後 6 月以内に行う。(商標規則 規則 49)

3. SUPREME COURT OF JUDICATURE (AMENDMENT) ACT 2019 (No. 40 of 2019) 2019年12月12日公布に伴い下記が改正された。

- ・ 第 75 条：「上訴裁判所」が定義された。(特許法第 90 条，意匠法第 62 条も同様に改正)

改正内容：

・ 第 8 条

(11)において，先の登録商標の存在に起因する拒絶に関して，先の登録商標の存続期間満了後 1 年間の期間が変更された。

(12)，(13)及び(14)は新設項である。

・ 第 10 条

(1) (d)は新設項である。

・ 第 12 条

登録要件を満たす商品又はサービスに関連してのみ出願を認容することが明確化された。

・ 第 13 条

(5)は新設項である。

・ 第 14 条

(4)において，訂正の要件が明確化された。

・ 第 17 条

(3)において，連続商標の登録要件が明確化された。

・第19条

登録の更新に関して明確化された。

・第25条

(2)は新設項である。

・第67条

(3A)は新設項である。

・第75条

(5)は新設項である。

・第102条

主体が「裁判所」から「登録官又は裁判所」に変更された。

・第105A条

(1)において、示談金額が明確化された。

・第108条

取下げとされた出願の手続きの継続に関して明確化された。